

公益財団法人神奈川県市町村振興協会市町村共同事業助成金交付取扱要領

第1 この要領は、公益財団法人神奈川県市町村振興協会市町村共同事業助成金交付要綱（以下「要綱」という。）の適正かつ円滑な運用を図るため、必要な事項を定めるものとする。

第2 要綱第4条の「市町村が共同して実施する」と認められる事業は概ね次のとおり。

- (1) 助成対象市町村等を構成するそれぞれの市町村の区域内で、同時又は順次に実施する事業
- (2) 助成対象市町村等を構成する市町村のうち特定の区域内で実施するが、構成する市町村の住民、企業、関連団体、行政職員等が等しく参加する事業
- (3) 助成対象市町村等を構成する市町村の区域外で実施するが、その効果は構成する市町村の全てに及ぶ、又は、その成果を構成する市町村の全てが享受すると考えられる事業
- (4) 作成した成果物を助成対象市町村等を構成する市町村が共有し、行政上活用する事業

第3 要綱第5条第2項第1号に規定する「市町村長の副申」の様式例は別記のとおり。

第4 1 助成対象事業に係る助成金の額は、助成対象事業の実施に要する費用から、共同する市町村がそれぞれ負担する額がある場合の当該負担額の合計額及び国、県その他の団体からの補助金等を充当する場合の当該補助金等の相当額を控除した額とする。
2 1年度の1市町村当たりの助成金の合計額は300万円を限度とし、助成金の総額は、公益財団法人神奈川県市町村振興協会の予算の範囲内とする。

第5 交付を受けた助成金の保管により発生する預金利息等は当該助成対象事業に使用して差し支えない。ただし、助成金実績報告書に基づいて助成金の額を確定する際に、預金利息等で未使用のものがある場合は、当該額に相当する額を減額して助成金の確定を行うものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 公益財団法人神奈川県市町村振興協会市町村広域行政助成事業助成金交付取扱要

領は廃止する。

附 則

この要領は、令和2年11月10日から施行する。

附 則

この要領は令和3年6月15日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和4年11月2日から施行する。

(経過措置)

2 この要領による改正前の公益財団法人神奈川県市町村振興協会市町村共同事業助成金交付取扱要領の規定に基づく令和4年度の助成金にあつては、改正後の同要領第4の第2項の規定の適用については、なお従前の例による。

別 記

年 月 日

公益財団法人神奈川県市町村振興協会
理事長 様

〇〇〇市(町村)長 〇〇 〇〇 印

市町村共同事業助成金の交付申請について

〇年〇月〇日付で（助成対象市町村等の名称）から助成金の交付が申請される事業については、次に記載のとおり本市(町村)における広域的行政課題への対応を図るために必要な共同事業ですので、よろしく取り計らい願います。

1 事業実施の必要性

2 共同で事業実施する理由